

批評・紹介

D. Cerenodnom & M. Taube,

Die Mongolica der Berliner Turfansammlung.

松川 節

今世紀初頭、四次に互つて組織されたドイツ・トゥルファン探検隊は、様々な言語による文獻資料をベルリンに將來した。これらの資料群は、ドイツを始めとする歐米の言語・文獻學者によつて整理・研究され始め、その成果は先づチュルク語文獻が叢書 *Türkische Turfan-Texte* として一〇巻まで刊行されたが、一九七一年以降、チュルク語以外の諸言語資料も對象に含まれ、叢書 *Berliner Turfantexte* として新たに第一巻から刊行され始めた。

この *Berliner Turfantexte* の第一六巻である本書は、ドイツ・トゥルファン探検隊によつて蒐集されたモンゴル語文獻（以下ヘモンゴル語文獻と略稱）を内容別に一〇五のテクストに分類・再編成し、各テクストごとに書誌情報・ローマ字轉寫・ドイツ語譯・註をまとめたものである。巻末には全テクストの語彙索引と、七五のテクストの寫眞も附されている。

共著者の一人、ダランタイ・ツェレンソドノムはモンゴル國科學アカデミー言語文學研究所上級研究員で専門はモンゴル文學史。一九八三年、舊東ドイツのフンボルト大學より「モンゴル古代韻律論

の歴史的變遷に關する諸問題」で博士號取得。『一四世紀の詩人チヨイジロオドセル』（一九六九）、『（高等教育課程）モンゴル文學史』（一九八七）などのモンゴル語による著書と、『モンゴル語文獻』に係わる歐文論文がある。共著者のもう一人、マンフレット・タウベは一九五七年、舊東ドイツのライプツィヒ大學より『ジルヘン・トルタ註釋』の研究で博士號取得。チベット・モンゴル文獻學を専門とし、ドイツ國內各地に收藏される『チベット語文獻連合目錄（I—IV）』（一九六六）、『トゥルファン出土ベルリン・コレクション』中のチベット語文獻（一九八〇、*Berliner Turfantexte* 10）などの精緻な文獻學的研究を發表しており、『モンゴル語文獻』關連でも數編の論文を著している。

前言（六頁）によると、本書の出版意圖は、『モンゴル語文獻』全てを「廣い意味での」文學史的連關において一體として取り扱うために全テクストの文字轉寫と譯を一箇所にまとめて提示し、併せて先行研究を明示することにあるという。本書は一九七〇年代末・八〇年代前半に執筆され、一九八七年五月に脱稿された。解讀は原則として現物に就いて行なわれたが、舊東ドイツに居住していた著者は、西ドイツ・マインツに移管されていたテクスト（*Mainz* 番號の附された九點）は實見できず、寫眞に基づかざるを得なかった。しかし、これら九點もドイツ再統一後はベルリンに戻されている。

續く序論（七—一六頁）ではヘモンゴル語文獻の蒐集と公表の経緯、歴史的背景、テクストの文字と言語について述べられる。

蒐集と公表の経緯（七—八頁） 先づヘモンゴル語文獻の來歴と文書の本番號の意味が説明される。新たに番號の附された一〇五

のテキストのうち九六點はトゥルファン盆地での發掘時に原番號が附けられていた。このうち六三點は、四回に亙る探檢の番號——(二〇點)、II (二九點)、III (二三點)を略號として持つ。これにより、《モンゴル語文獻》は第一回(一九〇二年一月—一九〇三年三月)、第二回(一九〇四年一月—一九〇五年十二月)、第三回(一九〇五年十二月—一九〇七年四月)の三次の探檢によつて獲得されたことが知られる(第四回探檢を示す略號を持つものはない)。また、トゥルファン盆地内の出土地を示す略號 D (Dacians—高昌—五六點)、M (ムルトウク—六點)、T (トゥユク—三點)、S (センギム—一點)、T.V. (トゥルファン前山—二點)を持つものがある。さらに、ウイグル語文獻として分類されていたことを示す略號 U (二三點)を持つものがある。

次に公表の経緯。一九〇九年、ラムステットは第二回探檢(一九〇四年一月—一九〇五年十二月)において高昌で發掘された行政文書四點の譯註を發表したが、これが《モンゴル語文獻》公表の嚆矢となった。研究が本格化したのはヘーニッシが一九五四年に『トゥルファン出土ベルリン・コレクション中のモンゴル語文獻・第一部』として先づチヨイジ・オドセル譯『入善提行疏』を發表し、繼いで一九五九年に第二部として、當時彼が手にし得た全テキストを影印出版してからのことである。本書の一〇五のテキストのうちヘーニッシによつて影印出版されたのは六九點であった。さらにその後、フランケ、リゲティ、ツェレンソドノム、カラによつて新たに發表された計二四點と、ポッペが一九六二年に發表した一點を加えれば、計九四點の寫眞が既に公表されていたことになる。つまり、本書で初めて公表されるテキストは十一點である。

歴史的背景(八一—一〇頁) この章では、トゥルファン盆地の歴史を一瞥することによつて《モンゴル語文獻》が全體として持つ年代の上限と下限が推定される。

最も舊い日附を持つテキストは、先述の『入善提行疏』(Nr. 102)である。この木版本は、一三二二年に大都で開板され、千部が印刷されたことが跋文より知られる。同じ譯者による著作『マハーカリー・讚歌』(Nr. 283)も同時代に纂年される。

續いて著者は、一四世紀にトゥルファンを領有したチャガタイ・ウルスの歴史を略述することによつて、六點の行政文書(Nr. 76; 74; 70, 71, 72; 68)に現われる權威者の名前が、四人のウルス君主(ケベグ、イスン・テムル、トゥグルグ・テムル、イリアス・ホージャ)であることをフランケの年代比定(Franke 1963)を踏襲しつつ説明する。そして、一五世紀初頭にトゥルファンに滞在した明の陳誠やホラサン出身のギヤース・アッディン・ナッカーシユが町中と山上の佛教寺院について報告していることを根據として、この頃まで、個々のチャガタイ・カンのイスラム親近度は佛教を彈壓するほど極端ではなかったとし、《モンゴル語文獻》の書かれた年代は一四—一五世紀であったと結論附けるのである。

例外的に新しいテキストは、一八一—一九世紀の佛典版本(Nr. 97-99)、一七世紀頃のカルムィック語(トド文字)の版本(Nr. 100)、そして一九世紀以降の手紙(Nr. 86)である。なお、ヘーニッシによつて影印出版された《モンゴル語文獻》のうち、モンゴル語と認められない五點のテキスト(Haenisch 1959のうちのC5, 6, D3, 47)は割愛された。

テキストの文字と言語(一〇—一六頁) 先ず、文字に係わる特

徴が、古文字學 (Callographie) と正書法 (Orthographie) の両面から述べられる。古文字學上の最大の特徴は、文字の形が後代の「古典期」モンゴル語文獻 (一七—一八世紀) における「ウイグル式モンゴル文字」よりも、むしろ「ヘモンゴル語文獻」とほぼ同じ時代のウイグル語文獻におけるウイグル文字に近いことである。一方、正書法上の特徴としては、後代の古典期モンゴル語文獻において確立された正書法から逸脱する要素が擧げられ、逸脱の理由の一部はウイグル語文獻との對比で説明できるとする。例えば、古典期モンゴル語文獻において「語頭と語中の」*ᠠᠭ* は *heh(X)* 字に二點からなる識別符號を附けるか否かという正書法によって區別されるが、「ヘモンゴル語文獻」にはそのような體系は見られない。二點からなる識別符號が附されるのは兩音韻の區別のためではなく、語中の *heh* 字を *eh*・という音を表わす文字表記 *aleph* 二つ (𐰽) から區別するためという、[同時代の草書體ウイグル文字] ウイグル語の表記法に據っているためである (*heh* 字は語頭において *aleph* 字と容易に區別される。それゆえ、語頭では少數の例外を除いて識別符號は附けられない)。また、*baa* [ᠪᠠᠭ]・*ee* [ᠡᠭ]・*nis*・*vans* [ᠨᠢᠰᠤᠪᠠᠨᠰᠤ] などの分ちも書きも、ウイグル語における *zain* (ᠵ) 字の正書法 (直後の文字と分ちも書きされる) を踏襲したものである。

以下、音聲學・音韻論、形態論的特徴が詳述され、最後に語彙的特徴として、ウイグル語から借用された佛教用語 (六二個)、文書行政用語 (四三個)、そして後代には見られなくなったモンゴル語の單語 (九個) が列擧される。

文學的遺産としてのトゥルファン文獻 (一七—二八頁) この章

では、「ヘモンゴル語文獻」がモンゴル文學史全般において如何なる位置を占めるかが、讃歌、教訓詩、跋文詩という三つのジャンルに互って検討され、さらに「ヘモンゴル語文獻」における作詩法の特長性が問題にされる。

最初に著者は、一三世紀に由來する数少ないモンゴル文學作品——『モンゴル秘史』と『金帳カン國白樺寫本』——に比べて、一四世紀初頭に降に成立した「ヘモンゴル語文獻」が特異な文學的ジャンルを形成しており、そこに明確な發展の跡が認められることに注意を喚起する。

讃歌 (*Moos. matara*) は『モンゴル秘史』に見られるように本源的には自然や英雄を讃えるものであったが、「ヘモンゴル語文獻」では佛教的内容に取って代わられた。しかしながら「マハーカリー」讃歌 (*Nris. sag*) を例としてその表現技法を見ると、インド・チベットの傳統において女神マハーカリーの容姿は畫一的に形容されているのに對して、「ヘモンゴル語文獻」では極めて誇張に富んだ脚色を含んでいる。そこでは佛教的な傳統表現技法と、モンゴルの英雄敘事詩に典型的な「誇張表現」が融合している。著者がこの作品をチベット語からの「翻譯」ではなくモンゴルの「撰述佛教文獻」と見なす所以である。

〈モンゴル語文獻〉中の教訓詩のジャンル (*Nris. 34-39*) においても、『モンゴル秘史』にあるような人間生活の素朴な經驗に由來する短い格言は見られず、インド—チベット佛教文獻から翻譯された佛教的金言が座を占める。

散文で書かれた本文に韻文を挿入する技法は『モンゴル秘史』にも見られたが、本文の末尾に韻文詩を附ける作法は、一四世紀初頭

の〈ヘモンゴル語文獻〉において初めて在證される。モンゴル佛典の跋文は一般に、(1)佛陀や導師への賛辭、(2)その佛典の概要と翻譯元などの提示、(3)寫經・翻譯・開板の依頼者名や成立事情、(4)祝福文言という四つの部分から成るが、一三二二年に出版されたチョイジ・オドセルの『入菩提行疏』の跋文では、やや事情が異なる。第一に、この註疏が仁宗アユルバルワダの求めによってブタ年(一三三一)秋の最初の月の一日に完成したことが散文で記される。續く第二の部分に、(1)・(2)の内容は見られず、(3)誰が誰の發起によってどのように著したか、が韻文で述べられてから、(4)祝福文言が来る。

この第二の部分で注目すべきことは、(4)の祝福文言の中に長壽や多雨、草やバターの豊かさを希求するといった遊牧民の傳統に根ざした内容がある點で、著者はこのような祝福文言が佛教哲學作品の跋文において許容されていたことは興味深いとする。

同様の特殊性が〈ヘモンゴル語文獻〉における作詩法(一連當たりの行數、韻律、リズム、押韻)にも認められる。『モンゴル秘史』において韻文は一行當たり六〜七音節、二行の對句形式から成っていたのに對して、〈ヘモンゴル語文獻〉においては一行當たり九〜一音節、四行で一連を成すようになる。その理由は、一三世紀末にサシスクリット語の「偈(*śloka*)」の概念が流入したからである。新たに導入された「四行詩」では、各行の音節數を徐々に増やしたり、奇數行と偶數行の音節數や韻を揃えることによってリズムが作られる。

頭韻詩法に注目すれば、この技法は八〜九世紀に遡るトゥルファン出土ウイグル語文獻において既に見いだされる。それゆえ、著者はこれをアルタイ諸民族にとって本源的な作詩法であつたと見なす

が、アルタイ諸語の獨自の發展と共に頭韻詩法も様々な發展を遂げたため、原初的共通性を失ったか、或いは根本的な改變を被つたと考える。例えば〈ヘモンゴル語文獻〉において、頭韻四行詩が持つ行頭第一音節の子音と母音による通常の押韻からの發展形として、二行單位で第二音節まで押韻する擴張頭韻が見られる(*Nr. 42, ll. 3-6: qurīcaṭdaquī.../qurīyaṣad.../yutunıstı.../qotala...*)。また、四行詩では頭韻と並んで中間韻や脚韻も見られ、脚韻の中にも對韻(*aab*)・交差韻(*abab*)・斷續韻(*abbb, abba* など)といった多様な形態がある。

これら全ての特徴は、〈ヘモンゴル語文獻〉における詩作が、一三世紀の『モンゴル秘史』や傳存する古風な口承の民衆詩よりも、一七一八世紀の古典期モンゴル語の詩作により近いことを示している。それゆえ〈ヘモンゴル語文獻〉は、古典期モンゴル語形成の搖籃期を示す重要な資料となると、著者は結論附ける。また、この搖籃期にモンゴル文學は鄰接諸民族が持つ書寫文學との密接な相互影響の下で形成された。その證據となるのは、ウイグル語とモンゴル語(本書 *Nr. 17, 34, 35*)の文學作品が一冊に綴じ込まれた寫本であり、グルシアやペルシアの歴史家がモンゴル語の詩作を引用したという事實である。

以下、凡例と轉寫表(二九—三二頁)、參照文獻と略號表(三二—四二頁)、文書記號對照表(四三—四八頁)と續く。

テキスト譯註(四九—二〇一頁) 本書の主要部分を成すここでは、全テキストが六部(敍事詩と格言詩、佛教文獻、占い(豫知)、行政文書、雜と未比定斷片、近代のテキスト)に分類される。内容は以下のとおり。

敘事詩と格言詩

Nrn. 1-7...アレクサンダー物語

Nrn. 8-9...妙嚴寶藏論 (Subhāṣṭaratanidhi)

佛教文獻

翻譯佛典

Nrn. 10-21...入菩提行 (Bodhicaryāvatāra) [疏]

Nrn. 22-24...普賢行願讚 (Bhadracarya-praṇidhana-rāja)

Nr. 25...文殊菩薩一百八名梵讚 (Mañjuśrīnāmasaṃgrhi)

Nr. 26...般若波羅密多心經 (Prajñāparamitā-hṛdaya)

Nrn. 27-28...妙法蓮華經 (Saddharmapuṇḍarīka-sūtra)

撰述佛教文獻

Nrn. 29-32...トパーカーリト讃歌

Nr. 33...般若波羅密多に關する詩作

Nrn. 34-35...教訓詩

Nrn. 36-39...罪報に關する詩作

Nrn. 40-41...佛の所業に關する詩句

Nr. 42...入菩提行論抄

Nr. 43...地獄めぐり物語

Nr. 44...善行に關する詩句

未比定佛教文獻

Nrn. 45-48...佛典斷片

占ぐ(豫知)

Nrn. 49-67...曆書斷片

行政文書
Nrn. 68-86 [細目は後述]

雜と未比定斷片

Nr. 87...ウイグル文佛典への跋文

Nr. 88...跋文の一部

Nr. 89...教訓的作品(?)の斷片...

Nrn. 90-94...未比定斷片

Nr. 95...パスパ字アルファベット表

近代のテクスト

Nr. 96...アルタの手紙

Nr. 97...試し刷りされた紙面

Nr. 98...大寶積經 (Vṛadatta(gṛhapati)paripicchā-nāma-

mahāyānasūtra)

Nr. 99...金光明經 (Suvāṇṇaprabhāsa-sūtra)

Nr. 100... (カルムイック語) 金光明經 (Suvāṇṇaprabhāsa-sūtra)

各部ごと、或いは纏まった内容のテクストごとに附された文獻解題は當該分野の研究史・研究動向を踏まえたものであり、讀者はこの部分を通讀することによって「ヘモンゴル語文獻」の全體像を容易に掴むことができる。これに對して各テクストに附された膨大な註は、個々の單語や文脈の讀み・解釋について多岐にわたる先行研究を詳細に引用・検討したもので、質・量ともに今世紀西洋モンゴル學の一大精華と言えよう。

語彙索引(二〇三—二三〇頁)はモンゴル語・カルムイック語・固有名詞に分けられ、卷末に寫眞(全五七頁)が附される。

以上、概略を紹介することによって、本書の内容がヨーロッパ文獻史學の傳統に則った一次資料の提示に止まらず、時代的・地域的

に限定された〈モンゴル語文獻〉を、廣い意味でのモンゴル文學史上に體系的に位置附ける最初の試みでもあることが了解されよう。

それでは、モンゴル史研究において本書は如何なる價值を持つか。以下、評者の關心に則して、出土文書研究の基礎となる古文書學と、トゥルファンにおけるモンゴル支配の實態を示す行政文書 (Mn. 88-86) 研究の方法に焦點を當てつつ、検討したい。

一 文字と言語

出土文書の年代比定には、テキストが持つ古文字學的・言語學的年代指標が大きな意味を持つ。〈モンゴル語文獻〉のように後代の寫本 (Mn. 86) が紛れ込んでいる場合はなおさらで、文字表記に反映された年代指標を轉寫に再現するところから研究は始まる。

この目的で本書では、「先古典期モンゴル文語」用のリゲティ式轉寫法が使われている。モンゴル文語のローマ字轉寫法は、先ず一七—一八世紀の古典期モンゴル文語の正書法に基づいて作られた。これがいわゆるポップ式轉寫法 (Poppe 1964) である。一方、これに先立つ「先古典期モンゴル文語」(一三—一五世紀) においては正書法が未定立であつたと見なされ、不統一な文字綴りを逐一再現するために新たな方法が考案された。これがリゲティ式轉寫法であり、今や歐米の學界で標準となつてゐる。この轉寫法では、古典期モンゴル文語の正書法が基準とされ、そこから逸脱する表記があれば識別符號が附けられる。つまり、古典期モンゴル文語正書法の理解が前提とされる。本書でも、いかなる場合に識別符號が附けられるかが説明されている (二九頁) が、やや簡略に過ぎるため、リゲティ自身が發表した轉寫表に遡る必要があるだろう (Ligeti 1972:

9-12. なお、この轉寫表の二箇所の誤植は Farguhar 1973: 263 によつて訂正された)。この轉寫システムの理解に關連して、本書でも無用の混亂を避けるために一箇所訂正が必要である。

〔一頁〕 最も煩雜な /d/, /v/ と tav, daeth 字の正書法について、「後代」[古典期]の語末形「[ew] 字」が語中「[の母音の前]」にも書かれる例「aldan (Mn. 72) は、altan に訂正すべき。語中の母音の前では必ず daeth 字を書く」という古典期正書法に據れば單語 aldan 「金」は *LDN と書かれるが、こゝでは *LDN と書かれているからである。⁽⁴⁾

次に、文字表記に年代指標が投影される例として三點指摘したい。

〔二頁〕 モンゴル文語の綴り字がモンゴル語音韻の歴史的變化を反映するという文脈で、「[母音の]」逆行同化はそう頻繁には見られない」としつつも、例外的に本書の ubul, edir など一〇の單語の第一音節の母音は、古典期モンゴル文語の ebul 「冬」、edir 「日」などから逆行同化で生じたとする。しかし、評者の考えでは、これこそ歴史的變化に反する解釋である。古典期モンゴル文語は一七世紀以降の文語の状態を示しているものであり、それより古い〈モンゴル語文獻〉の綴り字に影響を與えることはあり得ない。そもそもこれらの單語が一四世紀以前に第一音節にも母音 e を持っていたという證據はどこにも無い。むしろ、ebesün 「草」「tentür 「鐵」といった一三—一四世紀にも第一音節に母音 e を持っていたと證される單語が、後に口語において ebesün → obüsün, tentür → tönür と逆行同化によつて圓唇化した際に、新しい口語形からの類推によつて ebül, edir という過剰修正形が作られた (すなわち ubul →

ebul, fidir → edir) と見えず服部説(服部一九四一(=一九八六、三八八—三九三頁))の方が説得力を持つ。古典期モンゴル文語の綴り字が、《モンゴル語文獻》の時代より更に古い「古代モンゴル語(Ancient Mongolian)」の状態を反映するというような歴史的に根據のない認識は捨て去り、ウイグル字で書かれたモンゴル文語の歴史は一二世紀から始まったと見なし、先古典期から古典期への發展過程をこそ問題にすべきである。

〔一九六頁〕 テクストの翻字 (TRANSLITERATION) と轉寫 (transcription) を併記せず、轉寫だけで翻字も再現できるようにするのがリゲティ式の方針である。されば、テキスト Nr. 68 一行目 auf-a とそれに対する註: 「二重母音の二つ目の圓弧は下側が閉じられておらず、むしろこのように見える」は、「むしろ beth(β) 字のように見える」と表現し、beth 字が使われていることを明示するために avf-a と轉寫すべきではないか。なぜなら問題の語 βX は、別のテキストでは βX (Nr. 70:14) と waw 字を使って書かれてもいるからである。著者の見解は、この場合の β を表わす文字には waw と yod の二つと異體字がある、或いは waw には yod の二つと書き方もあると解釋できる。しかしながら、同様の表記の「ゆれ」は qayūm (Nr. 66:16) → qayūm (Nr. 70:15, 18, 74:13, 76:9, 84:14) → qayūm (Nr. 68:19, 70:10) にも見られるのである。よってこれらの「ゆれ」は、au という母音連續が、時には hiatus (母音接續) を含み、時には二重母音として、また時には二番目の母音が β 字で示されるほどに弱化し、[aw] と發音されたという言語事實(sprachliche Gegebenheit)の反映と見なし得る。中期モンゴル語の年代指標は、パスバ字モン

ゴル語や漢字モンゴル語だけでなく、ウイグル字モンゴル語によっても示されることを認識し、テキストの轉寫に反映させるべきだろう。

〔一九六頁〕 Nr. 95:1 (T. V. 67) はパスバ文字のアルファベット表であるが、興味をそそるのはウイグル字でその読み方が並記されていることである。パスバ字の部分はチベット語字母(三〇子音字)の順番に書かれており、子音字に續いて四つの母音字、そして最後に二つの獨目のパスバ字 qa と ya が来る(四行目は別の内容だろう)。この獨目の二文字がチベット語の表記には使われず、モンゴル語・漢語・ウイグル語の表記に特に當てられていたという理由で、著者は書き手をチベット人ではなくモンゴル人かウイグル人であろうとした。この表をなぜモンゴル語文獻と見なしたか、著者は明確に述べていないけれど、恐らく、二行目のパスバ字 β に並記されたウイグル字が yod であることより、このウイグル字はウイグル語に存在しないモンゴル語の β を寫していると思なしたからだろう。しかしながら、不思議なことにこの書き手はウイグル文字、ウイグル語に特徴的な三文字——パスバ字 ha, qa, ya それぞれに並記された三つのウイグル字——(1)二點の附された beth (2)尻尾の短い beth (3)尻尾の長い beth——をも記しているのである。パスバ字 ha は、周知のように中期モンゴル語の語頭の β を表記するものだが、ウイグル字にこれを表わす文字は無い。本表(1)の文字は、このパスバ字 ha にウイグル字で對音を示した珍しい例である。(2)と(3)の文字はソグド文字における gimel と beth であり、ウイグル語に借用されてからは單語末で「尻尾の短い beth 字」と「尻尾の長い beth 字」として β , q の區別を表わしていた。(3)の

の區別はモンゴル支配時代のウイグル語においては消滅しつつあった〔森安一九八九、三―五頁〕が、バスバ字成立（一二六九年）後の、紛れもないモンゴル支配下のトゥルファンにおいて、尻尾の短長の區別が *ga* というバスバ字（モンゴル語の */e/*、*/q/*、ウイグル語の */ɨ/*、*/q/* を表わす）と *na* というバスバ字（純粹のモンゴル語やウイグル語ではなく、外來語や漢語における摩擦音 */x/* を表わす）にそれぞれ當てられていたという新たな言語事實は注目に値する。さらに興味深いのは、これら三つのウイグル字がウイグル文字ウイグル語のアルファベット表に揃って現われることである。知られている五點のウイグル文字アルファベット表のうちで、ツィーメによって一〇世紀頃に年代比定された「M423a (U40)」では二一のウイグル字母が示されているが、このうち問題の三字母の形は正に本テキストと相應する〔Zieme 1991: 347-350〕。一方、モンゴル語は語末に */e/*、*/q/* という音韻的對立を持たないので、このような書き分けを必要としたことは無かったし、實際に書き分けられた例も無い。それゆえ本書のアルファベット表は、三種類の *heth* 字を記憶していたウイグル人がバスバ字モンゴル語を學習するために作ったと思われる。

その他、以下の點が評者の目に附いた。

Nr. 72, line 11: 轉寫 *gaburun* に對する註「テキスト: QJBWR 'w」では、屬格 -*un* が語頭形で書き始められる珍しい例であることを強調し、轉寫に *gabur'un* と反映させるべき。line 6: *bor-un* も *bor'un* [評者の翻訳では PWR-WN] とすべきである。また、與位格語尾 *-tur/-dūr, -te/-de* の表記に、直前の單語末の文字に關係なく専ら *-aw* 字が使われ (line 7: *aičm-tur*, line 11-12:

sin-e-te, line 12: *baŋti-tur*)、*-daleth* 字は使われなところから見ると、このテキストの書き手は格語尾をも附屬語扱いせず、獨立語と見て、一貫して語頭形を用いたようである。

Nr. 81, line 16: *dayshan* () に註は附されていないが、文脈と書式から判斷して、獨譯「終わった」が動詞 *dayš* 「終わる」+ **ban* という讀みに基づくことは明らかな。**ban* という終動詞語尾は、『黑城出土文書(漢文文書卷)』F193: W13 (至正十三年亦集乃路總管府發給の稅糧納付命令書) 末尾に附されたウイグル字モンゴル語一行 *tjeben* にわずかに在證されるのみ〔李逸友(編著)一九九一、二三、一八四―五頁、圖版參陸〕。動詞 *dayš* 「見る」が過去形と共に使われているのは、納稅手續きの完了を總管府が認めた由である。雙方とも、*-baŋ/-bei* の強調形 ? として *-ban/-ben* が突發的に現われたと見なしておきたい。

二 行政文書

＜モンゴル語文獻＞中の計一九點の行政文書 (Nr. 68-86) は、一三―一四世紀のモンゴル支配時代という廣い枠組みの中で、チャガタイ・ウルスにおける文書行政の實態を知るためにも、また、大元ウルスとの交渉や勢力關係を知るためにも重要な一次史料である。近年、日本ではモンゴル帝國及び大元ウルス發令命令文書の研究に大きな進歩が見られているが、それと共に、各ウルスにおいて發令された命令文書をも網羅的に研究し、各々に共通な側面と、時代差・地域差とを抽出する作業が次段階として要求され始めている。また一方で、ウイグル文書研究の著しい進展と共に、モンゴル文命令文書にはウイグル文書の特徴附ける諸要素の反映(借用語・

カルク・書式に至るまで)が見られることが明らかに、今やモンゴル文命令文書の研究にはウイグル文書研究の最新成果を踏まえることが不可欠になっている。このような問題意識に鑑みれば、大元ウルスとチャガタイ・ウルスの接点であるトルファン盆地から出土したこれらの行政文書が持つ二つの性格、すなわちモンゴル時代の文書行政を特徴付ける二大要素——モンゴリズムとウイグルリズム——を明らかにすることは、共時的には巨大國家モンゴル帝國の權威と權力が如何なる存在形態を取っていたかという問題に係わる。また、通時的にはこれらの混沌とした要素が、一五——一六世紀の暗黒時代を経て一七——一八世紀のモンゴル文化の開花期にまで傳存する過程において、傳統文化の基層の形成に如何なる影響を與えたかというより大きな問題にまで係わるものだと言えるだろう。

一九點の文書を著者は以下のように性格附けしている(括弧内は發令年、發令の權威者名と發令者名)。

Nr. 68. . . 田地に對する免稅文書(一二三九年、イリアス・ホ

ージャの權威に基づくケドメ・バートル發令)

Nr. 69. . . ある寺院に對する免稅(ヘビ年、發令者不明)

Nr. 70. . . 三集落に對する免稅(一二三五年、トウグルグ・テムル發令)

Nr. 71. . . ある灌漑設備管理官に對する任命書(一二三八乃至一二三六〇年、トウグルグ・テムル發令)

Nr. 72. . . 葡萄酒運送人用パスポート(一二三五年、トウグルグ・テムル發令)

Nr. 73, 74. . . 葡萄酒稅徵收人用の二通のパスポート(一、ヒツジ年、カンの權威に基づくベグ・テムル發令 二、一二三三

八年、イスン・テムルの權威に基づく發令)

Nr. 75. . . 急使(Kuriere)用パスポート(ヒツジ年、發令者不明)

Nr. 76. . . ある賠償に關する裁定(一二三六年、ケベグ發令)

Nr. 77-81. . . 内容不詳

Nr. 82, 83. . . 家畜所有・家畜稅リスト(トリ年・ウシ年)

Nr. 84. . . ある家畜竊盜犯に關する判決書(タツ年、發令の權威元不明、斷事官發令)

Nr. 85, 86. . . 門衛長への指令書(トラ年、發令者不明)

本書の功績は、これらの文書を一括して扱うに際して「書式」を定型化し、さらに獨特の「擡頭形式」を明らかにした點にある。評者らは大元ウルス發令命令文書について同様の視點から「大元ウルス書式」〔中村・松川一九九三、一五——二頁〕を提唱しているが、それに比すればここで分析された書式を「チャガタイ・ウルス書式」と名附けてもよからう。

著者による定型化の特徴は、ヨーロッパ中世以來の外交文書の雛形に據っている點である。この種の定型化はシュエー[Schue 1977: 158-166]が先鞭を附けたものであり、本書で示された枠組み(一六五——一六七頁)もこれを踏襲したものと思われる。

1、外枠

1・1 祝福文言: 〈モンゴル語文獻〉では缺。

1・2 導入部

1・2・1 權限附與: 當該の文書が究極的に誰の權威に基づくかを示す。

1・2・2 祈願: 「とこしえの天の力にて」のような祈願

文は、統治者の發令文書にのみ現われ、ヘモンゴル語文獻のような地方役人發令文書では缺。

- 1・2・3 發令者名表示と文書の型宣言：文書發令者本人の名前と文書のタイプ。

- 1・3 通知される管轄機關と發令對象者：文書の受取人たる發令對象者が發令者によって與えられた諸權限を行使し得る管轄機關・人物。

- 1・4 結末部：「(ニシャン印入りの)文書を與えた」という定型句と、發令年月日・發令地。

2、内容 [1・3と1・4の間に挿入される]

- 2・1 文書の合法性：ヘモンゴル語文獻では缺。

- 2・2 發令對象者：文書受取人。ヘモンゴル語文獻では、ほぼ常に「こ(れら)の」という指示代名詞を伴う。

- 2・3 背景説明：指令發令の背景。次項2・4と*ṭūla*「な

- 2・4 取り決め事項：實際の命令。*ṭūṭai-ṭūgei* (三人稱に對する命令語尾)などで締めくくられる。

- 2・5 罰則文言

この定型化は大元ウルス發令命令文をも含んだ枠組みなので、ヘモンゴル語文獻に存在しない項目も立てられている。そこで、大元ウルス書式との相違に着目して検討したい。

- 1・1 祝福文言は本書の行政文書には現われない。シュエに據れば一二五四年クビライ發令バクパ宛てチベット文書簡冒頭の *oḡṣvasi siddham* を指す [Schuh 1977: 164]。しかしながら、この種の祝福文言は大元ウルス發令モンゴル文命令文書にも見られな

いから、むしろクビライの手紙がチベット語に譯された段階で附加された例外と考えるべきだろう。

- 1・2・2 祈願は「とこしえの天の力にて、大いなる偉靈の輝きの加護にて」などの冒頭定型句を指す。評者の見解では、この項は

1・2・1 權限附與の項と相補分布の関係にあるため、兩者をまとめて「權威の所在」とすべきである。「とこしえの天」を權威附けに利用するのは大元ウルス皇族の發令か、或いはモンゴル帝國の對外文書に限られ、「大いなる偉靈の輝きの加護にて」は大カインの權威附けに限って用いられる。これらが本書のチャガタイ・ウルス書式に現われない所以である。

- 1・4 結末部の「ニシャン印入りの」という表現は大元ウルス書式に現われない。ウイグル文契約文書における「タムガ書式」から「ニシャン書式」への移行 [山田一九七八 (一九九三、四九八—四八四頁)] を反映したものと考えられる。これに関連して、文書に押された印が墨印であるか朱印であるかも書式分析にとって重要であるが、一九點の行政文書のうちマインツに移管されていた五點 (Nr. 68, 69, 70, 72, 84) について、この違いが書誌情報に示されなかったのは遺憾である。發令年月日表示のうち「月の後半 (*qanān*) の」という表現は獨特。大元ウルス書式では十進法で數える。この「後半」が一日から始まるのか二一日からなのか未だ結論は出ていない。このような數え方の來歴も不明。

- 2・1 文書の合法性とは、先代皇帝名を列舉することによって先代の發令内容の有効性を認め、本發令の合法性を強化する文言 [Schuh 1977: 171] を指す。この種の「統治者の代替わり時の權威の繼承」は、モンゴル時代を通じて大元ウルス書式に獨特。むしろ

ろ、大元ウルス書式を特徴附けるものである。

2・2 發令對象者の原文三行目 Dispositio は Natio に訂正。

以上の項目と並んで書式を特徴附ける重要な要素として據頭・平出形式がある。平出は文書中で敬うべき語を改行によって行頭に配し、前行と同じ高さから書き出す漢文文書の手法であり、大元ウルス書式でも皇帝名、*jarlyq*、天、釋迦牟尼などの「聖なる語」について、この方法で敬意が表現される（パスパ字モンゴル文の文書原物に據る）。これに對して本書「六七頁で新たに指摘された方法は、「聖なる語（文書の發令者名を含む）」の直前で改行して平出形式をとると共に、その直後の何行かの行頭を二―三センチ低めることによって敬意が表現される（Nr. 682, 716, Nr. 697, Nr. 7012 など）。著者はこの方法に留意することによって文書の缺損部を再構成できるとし、例として Nr. 7575: M[...:] という語は、續く三行の行頭が低められていることより、決して地名ではなく、*manabeger*「我らの命令によって」のような聖なる語であろうと推測する。ここで注意すべきは、このような敬意の表現形式は漢文文書、大元ウルス書式、そしてウイグル文書にも見られず、來歴を辿れない点であろう。例えばウイグル文契約文書において示されるモンゴル皇帝 *uqur sqa* への敬意は、平出（山田一九九三、第二卷、M103-15）、據頭（山田一九九三、第二卷、Sat1-18, Sat2-11, Em 01-15）によって表現されるだけで、著者が指摘するタイプは知られていない。なお著者は「因みに」としつつも『入菩提行疏』跋文（補註一）
(Nr. 207, 712, 72, 713) に平出による敬意の表現があると指摘しているが、この形式は大元ウルス書式と共通するものであり、チャガタイ式ではないことに留意すべきだった。

以下、土地の所有と運用に係わる免税特権・管理権の附與を内容とした Nr. 68, 69, 70, 71 について評者の氣が附いたことを指摘したい。

Nr. 68 は文書の保持者たるテグルがビシュニバリクに滞在中に限って、シングギングにおいて彼が所有する「池の田地」の課税を免除するという内容。

Line 6: *ujayur Yas-ece qutaldajur abcu...*——この文書で問題にされる田地について、「彼（テグル）は（この）先祖代々の所有地（*ujayur*）をユスから購入して（この）土地を耕した」と譯す。この *ujayur* を著者は「王室財産」と見なすが、その根據は、デルフアーがアルダビール出土ペルシア語・ウイグル語合璧文書ウイグル文面に見られる同じ語を、ペルシア語面の文脈から説明したところにある [Doerfer 1975a: 221-223, 236, 262]。一方、本田「一九九二」に據れば、フレグ・ウルスのイクター制において、*ujayur* (*ujayur* はイクター主に授與された農民の「本質地」という意味で使われる。本文書の *ujayur* が同じ意味あいかどうか、文脈からは判断し切れない。單に「もともと」という原義が副詞的に使われたのかも知れない。下記 Nr. 70 参照。

Nr. 69 は免税特権附與による寺院安堵狀。

Line 1-2: *testi-nar*「僧侶たち」——先ず、文書缺損のため判然としない語頭の一字の読み方が問題。著者は فرانケの読み *baysinar* [Franke 1976: 32] を、語頭には *pe* 字には讀めないとして排除するが、自説 *testi-nar* については、*taw* 字ともや異なるとして *MSY* (≈ *Mong. bandi*「僧侶」) の可能性を指摘する。しかし評者が寫真で見る限り、語頭を *pe* 字に讀んで *baysinar* とするこ

とに何の問題も無い。かえって *taw* や *mem* と読むのは無理がある。次に、著者の譯語「僧侶たや」は *bandi-nar* と讀んでのことであつて、*tesī* (ハ Chin. 弟子) に「僧侶」という意味は無い。評者はこの語を *baysi-nar* 「師匠たや」と讀み、この一文を *ner* [*esiyen*] *bicigdegse* *šas-in* *aiyuci* *baysi-nar* *ane* *čay* [...] *tesī-tekin* *ay-e* *ügeñ* *tiles-i* *buu* *kodelgitiñgei* 「(この文書で) 名指された沙津アイグチ (＝教義顧問) や師匠たちは、今(より)の弟子(間々)におけるもめごとを起させるな。」と解釋する。その背景には、本文書の發令者が、寺院における高級僧侶たる沙津アイグチ・師匠たちをして下級僧侶たる弟子たちを管轄させるといふ構圖を想定している。

Line 4: *šime-tür qar(j)atan* [*y*] *ayru* *kei* *anu* *medejiti*... —
yayru *kedi* を「寺に隸屬する」人々と「物件」と譯し、寺院財産として物だけでなく人をも管轄していたことを強調するが、根據は示されていない。ここでは、大元ウルス發令文書(碑刻を含む)で同様の表現を持つ寺院安堵狀に、寺院財産として田地・碾磑などと共に *haran* (人口) と *adu-usun* (頭正) が認定されていることと言及する必要があるだろう。

Line 10: *ünin* *sařaly-a* — 免税の対象となる二つの税目を、ウイグル語の *titiñ* と *qurut* に對應させて「かまど税とチーズ税」と譯す。Mong. *ünin* ~ *Üig. titiñ* の對應はマカディヤマトの語彙集 [Iltome 1938-1939: 187] より明らかだが、ウイグル語 *qurut* が *qavut* の讀み誤りであることがシーメ [Zieme 1980: 219-220, n. 126] によって明らかになった以上、本文書は *sařaly-a* と讀むべし乳製品に關連しける根據は無くなった。字形から見ても語頭は *sin*

ではなく明らかで *heth* であるから、リゲティ [Ligeti 1972: 219]、フランク [Frank 1977: 38-39] に従つて *qayaly-a* 「(税?)」と讀んでよい。しかしながら、これらの税の實體については殆ど何も判っていない。

Nr. 70 は著者が言うような免稅特權を附與したものではなく、三集落の流散民の本貫地歸還を保證する安堵狀である。先行研究はリゲティ [Ligeti 1972: 220-221] による轉寫テキストだけであり、今回初めて譯註がなされた。

Line 6: *bur-a* *tara* *ođcuyn* 「全つの方向に(分かれて)行った。」——註が附されていないが、『モンゴル秘史』二二三、二二八兩節の「不言刺 搭吉刺」(傍譯は「漫散」)に據る解釋であろう。

Line 7: *tutuy* *terke* *oraysad* 「すぐに(の)人質になった者たち」——*Üig. tutuy* 「人質」は、ウイグル文契約文書の中でも特異な契約關係を示す二通の「人身質入れ文書」のカギとなる語である。この人質の契約關係は、山田(一九七二)によって人身賣買とも養子契約とも異なり、年季奉公に近いものだったことが明らかにされた。本文書の *tutuy* もこのような契約關係にあった可能性が高い。terke < *Üig. terk* 「すばやく」(の)については評者にも成案が無い。

Line 7-8: *ujayur* *rajar* *usun* 「先祖傳來の田地」——この *ujayur* は「もとの」のような原義よりも「本貫地たる」という意と見なし得る。上記 Nr. 68 参照。

Line 9: *serügüñ* (?) *slaynuñ* (?) 「反對の態度をとらせ、取り締まれよ」——*serügüñ* を *sör* 「反對する」の使役形と見なすが、卷末の語彙索引は *šrüt* 「追いつく」の使役形としており一

貫しなう。評者は *garuraju* (Lessing 1982: 941a) と讀んで「剣を抜き取りせよ」と解釋。 *silaryju* は *silary* [ɟju] 「抜き取りせて」 [Lessing 1982: 706a] と考え、三集落の民を *tuty* という人身質入れの契約關係に取り込む行爲と見た。

Line 10: *juraju* 「一致しむ」——この譯は『モンゴル秘史』一七九節の *juga* に對するクーニャシンの獨語譯 [Haensch 1939: 94] を踏まえたものだが、*sich einigen, übereinstimmen* は誤譯。『モンゴル秘史』の傍譯「對付着」が示すように、ここでは「めしあう」「言い逃れをする」の意。

Line 10-11: *tilu ögkü aran* 「與えない(我らの)臣民」——何を與えないのが問題。「何」に當たるのは同じ行の *ablaya* 「賜り物」である。著者は「三集落の田地を(賜り物だとして、口實を附けて)與えない」と解釋するが、評者は九行目と連動させて「*tuty* に囚われた三集落の民を返さなう」と考えたい。

Line 15: *rajar usuniyan türy aimar-tur niyur dura-tilu üjen juşiyet qubiyaju ögtügei* 「おまえたちの田地を一族や氏族に對して、顔つきや心情を氣にすることなく、公平に分配せよ。」——*türy aimar* は漢文史料に頻出する「位下」「投下」にそれぞれ對應するものか。 *niyur dura-tilu üjen* という表現は、『通制條格』卷四、戸令に引用された至元一三年七月初二日附け高昌のイディクートらに對する聖旨の末尾にある「面情看觀」という表現と對應する(小林・岡本一九六四、第一冊、一九五——一九七頁)。ところで、獨譯では三集落の田地が一族や氏族に分配されることになる。確かにモンゴル語原文を *türy aimar-tur... qubiyaju ögtügei* 「一族や氏族に(三集落の田地を)分配せよ」と讀むことはできるが、そのよう

な田地の管理權を與えられる「一族や氏族」が文書の中で特定されず、普通名詞で示されるだろうか。ここで、大元ウルス發令の寺觀に對する免稅安堵狀において *aimar* 「投下」の官觀經營に對する介入が一般論として、禁止されている點 [Schurmann 1951: 304-305] を敷衍すれば、本文書の「一族や氏族」は土地分配に關與する外部權力集團と見なされ、この一文は「三集落の長たちは、モンゴルの一族や氏族の面情を窺うことなく、自分たちの土地を(戻ってきた民に元通りに)分配せよ」と解釋されるべきだろう。以上の指摘を踏まえた評者の試譯は次のとおり。

- 1 トウグルグニテムル、我がことば。
- 2 高昌のチングニテムル・イディクートに；
- 3 ユスニカヤ、クドウルグニカヤを始めとするダルガたち・ノヤンたちに；
- 4 トウルミシユニテムル、トウケルニカヤ、ケレイを始めとする官員たちに。
- 5 これらモルム、サカル、カイチたちを頭とするソ【イム】、ホンシル、リムチン
- 6 など三集落の民らはあちこちに散らばって行ってしまった。
今、
- 7 集まって來た者を始めとして、拘束された身に *terke* (?) になつていた者を本貫の田地に入らせ享受せしめよ、と言った。このように言われているにも拘わらず、
- 9 ソイム、ホンシル、リムチンに屬する人を剥ぎ取らせ抜き取らせて、「これ以前も

10 これ以後も古くも新しくもお上からの賜りものなのだ」と言
い、逃れや言い譯をして與えない

11 人は

12 おおせのきまりによって恐れるのだぞ、おまえたち！ おま

13 えたち、名を記された（者たちたる）ダルガたち

14 ノヤンたちは誰であつてもソイム、ホンシル、リムチン
などの集落の田地

15 カル、
に對して道理ない力を及ぼして壓迫するな。モルム、サ

16 カイチたちは、自分たちの田地を、位下（？）・投下に對し
て面情を窺ふことなく、

17 正しく分け與えてやれ。おまえたちモルム、サカル、カイチ
たちを始めとする多くの「人々？」が田

18 地を分け與えなければ、おまえたちは恐れざるか、おまえた
ち！ と言つて朱のニシャン印入りの證書を

19 與えた。タツ年、冬の最後の月の後半の一〇日に、ジュルグ
に居るときに

書いた。

文書發令の背景として想起されるのは、『元史』卷一二二「巴而朮
阿而忒斤傳」の

至元三年、世祖、其の子火赤哈兒斤に命じ、嗣ぎて亦都護と
爲す。海都・帖木迭兒の亂るるや、畏兀兒の民、亂に遭いて解
散す。是に於いて旨あり、亦都護に命じて之れを收撫せしめ、
其の民人の宗王・近戚の境に在る者は悉く其の部に還らしむ。
畏兀兒の衆、復輯す。

という記述である。百年近い時代差、大元ウルスとチャガタイ・ウ
ルスという發令者の違いにも拘わらず、両者はイディクート政權を
して四散したウイグルの民を安撫・歸還せしめるという相似點を持
つところに注目したい。

Nr. 71 はエセンを高昌の灌漑管理次官・禁地管理次官に任命す
る通達文書。

Line 6: *Yus-Qanč-a-[yin(?)]* — *[yin(?)]* 正 line 8: *Asen-
eč-e* の *eč-e* と同じ綴り字に見える。 *Yus-Qanč-a-č-a* に訂正。と
ころで、八行目に對する獨譯から見ると、著者は *Yus-Qanč-a* を
地名と見なし、ここに灌漑施設と禁地があるように理解している
が、誤解である。八行目は「ユス・カンチャで」とは讀めない。八
— 九行目は「誰であつても灌漑設備を、禁地を、エセンの知らない
ところで別にユス・カンチャは差配させてはならない。」と讀み、
エセンはユス・カンチャ長官の次官として高昌の灌漑・禁地管理を
命ぜられたと理解するべきである。因みに本文書の發令者につい
て、最初ラムステットはこれを *Öljejeñür*（『北元第八代本雅失
里可汗』）と誤讀した。次に佐口は大元ウルス成宗テムルと關連づ
け、大カーンがウイグルスタンに希室獵地を所有していたとした
〔佐口一九四三、五六—五七、六七—六八頁〕。その後 فرانケは
Tuyluyteñür 説を提出した〔Franke 1963: 408〕が、この説は、
クラークによって文書の通知先たる高昌の官員名が Nr. 70 文書
（トウグルグ・テムル發行）に現われる官員名と一致することが指
摘される〔Clark 1975: 196, n. 10〕に及んで確實となった。本書
の著者もフランケに従う。*Tuyluy* という讀みは Nr. 70, Nr. 72
に比しても疑い無い。それゆえ、成宗テムルの「御用禁地」が高昌

回鶻地區にあったと主張し續ける楊富學の最近の研究〔楊一九九〇、二八二—二八四頁〕は、既に時代遅れとなった。クビライ以降の大元ウルス皇帝の發令文書は *jetiy* 「おおせ」を稱するところに特徴があり本文書のように *uge* 「ことば」とした例は無い。皇帝が文書冒頭で實名を名乗る例も無い。そもそも成宗テムルが自ら *Ojeda* という廟號を名乗る可能性は絶無である。
 殘念ながら單純な思い違いや誤植も散見された。^(補註2)

Nr. 70, line 18: *Iuu jil* の獨譯「くう年」は「タン年」の誤譯。

Nr. 71, line 14-15: *junu gētis sara* の獨譯「秋の最後の月」は「夏の最後の月」の誤譯。

語彙索引二二頁, *salir* (68r10, r14, 68r10) が誤脱。

しかしながら、本書で提示された言語文獻學的視點が今後のモンゴル時代史研究に不可欠であり、廣い意味でのモンゴル學研究に對しても計り知れない刺激を與えることは疑いない。近年、出土文書・石刻資料の解讀が新たな成果を生み出しつつある中で、本書の成果を咀嚼し批判的に發展させることが、トウルファン學の中で今まで最も立ち遅れていた「トウルファン・モンゴル學」の確立に繋がる。また同時に、中期モンゴル語資料と言えば『モンゴル秘史』の研究に重點を置きがちであった日本のモンゴル學において、〈モンゴル語文獻〉について本書で示された、モンゴル語史、モンゴル佛教史、文化史、そして文學史といった様々な分野からのアプローチは、新たな地平を切り開くものと受けとめられるであらう。

註

(1) Ⅰ—Ⅲのテキストを合計しても六二點にしかないのは

Nr. 56 が Nr. 55 と同一断片上の「裏寫り」であり、併せて一點と數えられているためである。

(2) U 番號は、舊東ドイツのベルリン科學アカデミーがウイグル語文獻として分類し直したものに新たに附けられた通し番號である。なお、略號 TM を持つものが〈モンゴル語文獻〉中に三點あるが、これは *Turfan-Manuscripte* を意味するようである (cf. Taube 1980, p. 8, n. 8)。略號 μ (TI μ : U4018a=Nr. 88) は、高麗の *Tempel μ* を示すと思われる。

(3) Nr. 41, 77, 78, 90(1), 90(2), 90(3), 90(4), 90(5), 92, 93. なお、〈モンゴル語文獻〉研究史として本書の記述を補うものに Hazai 1973, Taube 1987 があつた。

(4) テキスト譯註(六二頁)と語彙索引(二〇五頁)では正しく *altan* と轉寫されている。なお單語 *altan* は、テキストの U 行 (Nr. 7r4) と *altan* (TI TN), *altan* (TI DN) と二回現われる。古代ウイグル語と先古典期モンゴル語における *tu* の書き分けの相互關係については Doerfer 1975b: 67-68 を参照。また、先古典期モンゴル文語における書き分け規則については栗林一九九四に最新の研究がある。

(5) 當時の「中期モンゴル語」の音聲をウイグル字よりも忠實に再現していると言われるパスバ字表記において、問題の母音連續は *a'ugatu* (*a'-u-ga-tu*, 居庸關六體合璧碑文東壁) と母音間 *hiatus* を含んでいる。また一方で、パスバ字表記に *tawlai* (*taw-lay-i*, 至正十一年重陽萬壽宮トゴンテムル聖旨碑: cf. taulai, 本書 Nr. 55r13) という形があることも注目に値する。ウイグル字 *betli* (B) そのものによって表記

される音價だつては、居庸關六體合璧碑文東壁ウイトル文
中の單語 $v(a)čirapani$ ($\beta\check{c}YRP\check{P}NY$) と察應たる同東壁
ベレンチヤンナ文中の表語 $wačirapani$ ($wa-č'i-ra-ba-ni$)
と $[w]$ $\beta\check{c}$ の違いが認められる。

- (9) Sims-Williams 1981: 365; 森安一九九一a' 四八一五〇
頁、及びその下に用いられた諸文献。

- (7) 例: ベレンチヤンナ語の $buran$ (cf. Uig. $burxan$),
 $roñ-tay-riv$ ($< Chin.$ 皇太后) など。

- (8) 田嶋 *Zieme* 1991, p. 349 に表じられているように、残
る一點はイセツリク千佛洞の壁書上に書かれたもの。森安一
九九一b' 三三三頁註一〇五参照。

- (6) 著者が推定した〈ヤンナ語文献〉の年代「一四一―五冊
紀」については理由が、語者が行なっている行政文書の
分析に「ヤンナ語文献時代」として歴史文脈を踏まえている
からである。

引用文献

- Clark, L. 1975. On a Mongol Decree of Yisün Temür
(1339). *CAJ* 19-3, 194-198.
Doerfer, G. 1975a. *Mongolica aus Ardaibl.* ZAS 9, 187-
263, -27 pls.
Doerfer, G. 1975b. Ein persisch-mongolischer Erlass des
Čalayeriden Šeyh Oveys. *CAJ* 19-1/2, 1-84, +8 pls.
Farguhar, D., M. 1973. Rezension zu Ligeti 1972. *HJAS*
33, 251-259.

Franke, H. 1962. Zur Datierung der mongolischen Schrei-
ben aus Turfan. *Oriens* 15, 399-410.

Franke, H. 1976. Ein mongolisches Freibrief-Fragment aus
den Turfanfunden (TM 92). In: *Folia rara, Wolfgang
Voigt LXV, Diem Naralet Celabranti Dedicata.* Wies-
baden, 29-33, +1 pl. (Verzeichnis der orientalischen Hand-
schriften in Deutschland, Supplementband 19.)

Franke, H. 1977. Additional Remarks on the Mongolian
Turfan Fragment TM 92. *Canada-Mongolian Review*,
3-1, 33-39, -1 pl.

Haenisch, E. 1939. *Wörterbuch zu Manghol un nica tobca-
'an* (*Yüan-chiao pi-shi*). Geheime Geschichte der Mongolen.
Leipzig. (Wiesbaden 1962.)

Haenisch, E. 1959. *Mongolica der Berliner Turfan-Sam-
mlung, II: Mongolische Texte der Berliner Turfan-Sam-
mlung in Faksimile.* Berlin. (ADAW 1956 Nr. 5.)

服部四誠 一九四一「蒙古語の口語と文語」(再録: 一九八六
『服部四誠論文集第一巻』) 蒙古語の研究一』東京。三
五五―四〇四頁。

Hazai, G. 1973. Überblick über die mongolischen Turfan
Texte. *Олон улийн монголч эрдэмтний II их хурал.*
2-p боть, 189-191.

本田實信 一九九一「フナグ・ウリスのイクター制」『ヤンナ
時代史研究』東京。二二三―二六〇頁。

小林高四郎・岡本敏二(編著) 一九六四『通制條格の研究』

註』全三冊、東京。

栗林均 一九九四「前古典期モンゴル文語における正書法上の特徴」(要旨)『言語研究』一〇五、一七五頁。

Lessing, F. 1982. *Mongolian-English Dictionary*. Bloomington. (Corrected Re-printing.)

李逸友(編著) 一九九一『黑城出土文書(漢文文書卷)』北京。(內蒙古額濟納旗黑城考古報告之1)

Ligeti, L. 1972. *Monuments préclassiques, I : XIII^e et XIV^e siècles*. Budapest.

森安孝夫 一九八九「トルコ佛教の源流と古トルコ語佛典の出現」『史學雜誌』九八—四、一—三五頁。

森安孝夫 一九九一a「ウイグル文書創記(その三)」「内陸アジア言語の研究」七、四三—五三頁。

森安孝夫 一九九一b「ウイグル・マニ教史の研究」『大阪大學文學部紀要』三二・三二(合併號)。

中村淳・松川節 一九九三「新發現の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』八、一—九二頁+圖版八。

Попов, Н. 1938-1939. *Монгольский словарь Мукаддиам а-а-Адаб*. Москва-Ленинград.

Poppe, N. 1954. *Grammar of Written Mongolian*. Wiesbaden.

佐口透 一九四三「モンゴル支配時代のウイグリストン」『史學雜誌』五四—八、一—七一頁。

Schub, D. 1977. *Erlaub und Sendschreiben mongolischer Herrscher für tibetische Geistliche : Ein Beitrag zur*

Kenntnis der Urkunden des tibetischen Mittelalters und ihrer Diplomatie. St. Augustin. (Monumenta Tibetica

Historica, Abteilung III: Diplomata et Epistolae, Band I.)

Schurmann, H. 1951. Rezension zu Haensch: *Steuerge-rechtsame der chinesischen Klöster unter der Mongolen-*

herrschaft, Leipzig 1940. HIAS 14-1/2, 291-306.

Sims-Williams, N. 1981. The Sogdian Sound-System and the Origins of the Uyghur Script. *JA* 269(Anné 1981)-1/2, 347-360.

Taube, M. 1980. *Die Tibetica der Berliner Turfansammlung*. Berlin. (Berliner Turfanexpte X.)

Taube, M. 1987. The Role of Mongol Texts in the Turfan Collection for Historical Studies of Mongolian Writing Tradition. *Information Bulletin* (of the International Association for the Study of the Cultures of Central Asia, UNESCO). Moscow. Issue 13, 78-82.

山田信夫 一九七二「ウイグル文人質文書」(再録：山田一九九三、第一卷、五五六一—五四三頁)。

山田信夫 一九七八「タムガとニシヤン」(再録：山田一九九三、第一卷、四九八—四八四頁)。

山田信夫 一九九三『ウイグル文契約文書集成』全三卷、大阪。

楊富學 一九九〇「蒙元時代高昌回鹘土地制度初探」『土魯番學研究專輯』烏魯木齊、二七九—三一八頁。

Zieme, P. 1980. Uigurische Pachtokumente. *AO F* 7, 197-245, + Tafeln III-XII, XV.

Zieme, P. 1991. *Die Stabreimtexte der Uiguren von Turfan und Dunhuang: Studien zur alttürkischen Dichtung*. Budapest. (Bibliotheca Orientalis Hungarica XXXIII.) Akademie Verlag, Berlin 1993. (Berliner Turfantexte 16)

230 S., + LVII Tafeln.

補註

1 脱稿後、現存するウイグル文命令文書に、この種の「降格」による（敬意表現形式が見られることが判明した。松井太（大阪大學大学院博士前期課程）氏の指摘による。記して感謝したい。問題の文書は、黄文弼『吐魯番考古記』（一九五四、北京）附録中の圖82（圖版八五）「古維吾爾文寫本」で、三行目 qan-

qa「お上に」が平出、続く四・五行目が降格されている。このウイグル文書は確かにチャガタイ・ウルス式の敬意表現形式を持っているが、草書體で書かれていることから一四世紀の成立である可能性が高い。よってモンゴル文命令文書に見られる敬意表現形式の來源をここに求めるよりも、むしろモンゴル文命令文書で確立されたチャガタイ・ウルス書式がこのウイグル文命令文書に反映されたと見なすべきだろう。

2 〔三〇頁〕二つのパスバ文字轉寫表の一番目、子音字母表の左より三列目、上より四文字目のjを表わすパスバ字と五文字目のwを表わすパスバ字は入れ替えるのが正しい。肝心のローマ字轉寫表に誤記を残すようでは讀者を混亂に導くだけであらう。